

令和7年度阪神産農産物パワーアッププロジェクト・都市農業応援事業実施要領

第1 趣旨・目的

令和7年度阪神北県民局地域躍動推進費補助金交付要綱に定める阪神アグリパーク構想推進事業（阪神産農産物パワーアッププロジェクト・都市農業応援事業）（以下、「本事業」という）は、環境創造型農業を推進するとともに、都市住民へ新鮮な農産物を提供する機会の増大や防犯対策等を強化することにより、地域住民と共生する都市農業及び都市近郊農業の推進を図ることを目的とする。

なお、本事業を実施するにあたり、本事業実施要領において必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、市町、農業者及び農業者の組織する団体とする。

第3 事業実施地区

本事業の実施地区は、阪神間7市1町（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）の市街化区域及び市街化調整区域（農振地域を除く）とする。

第4 事業の内容

本事業は、第1の目的の達成に向け、事業実施地区において、都市住民向け阪神産農産物の軒先販売活動に必要な機械・設備、さらに防犯対策に必要な設備等の導入について支援するもので、事業実施に当たっては別記、実施基準によるものとする。

第5 事業の募集

- 1 本事業に応募しようとする者は、事業提案書（別紙様式1）及び情報提供同意書（別紙様式2）を市町に提出するものとする。
- 2 市町は、提出のあった事業提案書等に、本人又は関係者から聞き取りの上作成した意見書（別紙様式3）を添え、兵庫県阪神北県民局長（以下「県民局長」という）に提出する。
- 3 本事業に応募しようとする者は整備した施設について、農業共済、または天災等に対する保障を備えた他の損害保険等（以下、保険等）に加入するものとし、当該財産の処分制限期間において保険等への加入の継続に努めるものとする。
- 4 県民局長は、別に定める阪神農林振興事務所及び阪神農業改良普及センターの職員で構成する審査会を開催し、事業の採択を決定する。審査結果（採択・不採択）については、市町を通じ応募者へ通知することとする。
- 5 なお、応募のあった事業提案書の総事業費が県民局予算内で執行できる場合は、書面決議により審査できるものとする。
- 6 採択した事業が少なかった場合や、事業採択後に辞退があった場合等は、必要に応じて、再募集を行うものとし、その際の手続きについては、第5の1～4のとおり行うこととする。

第6 事業計画の承認手続き

- 1 第5の4により採択通知を受けた応募者は、事業を実施しようとするとき、実施計画書（別紙様式4）により、県民局長に事業実施計画の承認を申請するもの

とする。

なお、申請にあたっては、市町を経由して行うものとする。

- 2 県民局長は、前項の申請を受理したときは、事業実施計画を審査の上、別紙様式5により承認を行う。

なお、承認書は市町を通じて申請者に交付するものとする。

第7 事業計画の変更

事業実施主体は、事業計画の内容等に、次の各号に規定するいずれかの変更が生じた場合は、速やかに第6の規定に準じて変更計画書（別紙様式4）により、県民局長に事業変更計画の承認を申請するものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 設置場所の変更
- (3) 整備する施設の変更又は事業の廃止
- (4) 事業費の30%を超える変更

第8 報告

- (1) 事業実施主体は、事業を実施した施設等について、事業実績（別紙様式4）を報告するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業を実施した施設等について、事業実施年度から目標年度まで毎年度、当該年度における利用状況（別紙様式6）を当該年度の翌年度の5月31日までに、市町を経由し、県民局長に報告するものとする。

第9 事業の推進体制

県民局長は、第1の目的の達成に向け、事業の円滑な推進を図るため、市町やJA兵庫六甲関係営農総合センター等との連携を図り、一体となって、地域住民と共生する都市農業の振興に努めるものとする。

第10 補助

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、各年度、阪神北県民局地域躍動推進費補助金交付要綱に定めるところにより、助成を行うものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、県民局長が別に定めるものとする。

附 則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別記)

令和7年度阪神産農産物パワーアッププロジェクト・都市農業応援事業実施基準

第1 一般基準

- 1 事業実施主体は、事業の計画及び実施に当たり、市町もしくはJA兵庫六甲関係営農総合センター等の指導を受けるものとする。
- 2 本事業に係る補助対象事業費は、当該事業実施地区及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、資材等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。
なお、事業費の低減を図るために適切と認められる場合には、直営施工等を積極的に認めることとする。
- 3 事業実施主体が、自力又は他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- 4 事業実施に伴う、用地の買収、賃借等に要する費用及び補償費は、補助の対象としないものとする。
- 5 兵庫県認証食品（「ひょうご推奨ブランド」及び「ひょうご安心ブランド」）の認証の取得に努めることとする。（花き、樹木を除く）
- 6 軒先販売施設にて販売する農林水産物・加工品の安全安心対策が講じられている、または、この事業を機に講じること。
- 7 事業実施主体は、事業を活用した直売所の販売額等の目標達成状況について、事業完了年度の翌年度から3年間毎年度、県の求めに応じて報告すること。

第2 事業内容基準等

事業の内容	事業 実施 期間	採択基準	補助率等
(第4関係) 1 軒先販売活動に必要な機械・設備の整備 ※梱包機、陳列棚、陳列ワゴン、のぼり等 2 農産物の防犯対策に必要な設備 ※防犯カメラ、センサーライト、立て看板等	1年間	次に掲げる要件のうち軒先販売活動については1、2、4を、防犯対策については3、4を満たすこと。 1 軒先販売を行う施設は、自宅または生産地内もしくはそれらに概ね隣接していること。 2 軒先販売を行う施設の商品は、8割以上が事業主体の生産する農産物等であること。 3 防犯対策に必要な設備は、事業主体の軒先販売施設もしくは生産地に設置すること。 4 阪神地域の農産物の生産量の増大、品目の増、収入増等を図ることを目的とすること。	3分の1以内 (補助金額は500千円以内とする。)